

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第2号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第4号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第5号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第7 議案第6号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第8 議案第7号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第8号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第9号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第10号 北方町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第12 議案第11号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第12号 北方町道路線の認定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第14 議案第13号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第15 議案第14号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第16 議案第15号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第17 議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第18 議案第17号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて

- (厚生都市常任委員長報告)
- 第19 議案第18号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第20 議案第19号 令和6年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第21 議案第20号 令和6年度北方町下水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第22 議案第21号 北方町高齢者福祉計画を定めるについて (厚生都市常任委員長報告)
- 第23 議案第22号 北方町障がい者計画を定めるについて (厚生都市常任委員長報告)
- 第24 発議第1号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について (議員提出)
- 第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

出席議員 (9名)

1番 古野 裕美子	2番 朝日 智哉
3番 河村 正通	4番 石井 伸弘
6番 杉本 真由美	7番 安藤 哲雄
8番 鈴木 浩之	9番 安藤 浩孝
10番 井野 勝巳	

欠席議員 (1名)

5番 村木 俊文

説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸部 哲哉	教 育 長 名取 康夫
総務危機管理課長 木野村 英俊	政策財政課長 浅野 浩一
税 務 課 長 濱口 晴美	住民保険課長 臼井 誠
福祉子ども課長 北中 龍一	健康推進課長 横田 紀彦
都市環境課長 宮崎 資啓	上下水道課長 木野村 和明
教 育 課 長 郷 展子	会 計 室 長 高崎 健一
教育課一貫校 推 進 室 長 各 務 至	

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小島伸也
議会書記 石崎啓明

議会書記 高崎明美

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会最終日の予定でございます。15日間御苦労さまでございました。

また、22議案提案されておりますので、適切な御判断をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年第1回北方町議会定例会第4日を開会いたします。

本日は、村木俊文議員が欠席をしておりますが、ただいまの出席議員数は9名であり、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 鈴木浩之君、9番 安藤浩孝君を指名いたします。

日程第2 議案第1号から日程第23 議案第22号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第1号から日程第23、議案第22号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いいたしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

杉本真由美君。

○総務教育常任委員長（杉本真由美君） それでは、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月13日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

教育委員会部局の職員が増えるため、事務スペースが不足するのではないかという質疑があり、必要に応じて生涯学習センターの事務室を活用して対応する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

この議案に対する質疑等はありませんでした。

議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入に関して、個人住民税が前年度より7,700万円減になっている理由について質疑があり、国の定額減税制度に伴うものであり、減収分は地方特例交付金で全額措置される旨の答弁がありました。

次に、雑入のタブレット端末修繕費個人負担金が増えている理由について質疑があり、タブレット1台当たりの修理費用が高くなっていることや故障件数が増えているためである旨の答弁がありました。

歳出に関しては、企画費の空家対策協議会委員報酬に関して質疑があり、協議会は特定空家を認定する事案があったときに招集するもので、令和5年度は実施していない。なお、能登半島地震では倒壊した空き家の除去が問題となっており、この問題にはしっかり対応していきたい旨の答弁がありました。

次に、バス券購入費に関して、ayucaカード廃止後の助成制度をどのように検討するのかという質疑があり、公共交通協議会などの場で意見をいただきながら新たな制度を検討していきたい旨の答弁がありました。

商工費の商工会経営改善普及事業補助金が増えている理由について質疑があり、主に職員の人件費が増えているためであり、定期昇給やテレワーク、施設整備事務の増などを見込んでいる。ただし、イベント内容の見直しなどで各種事業活動補助金を減額するなど商工会補助金全体では昨年度とほぼ同額となっている旨の答弁がありました。

消防費の貯水槽整備計画設計業務委託料に関して質疑があり、予算内訳は主に貯水槽の設計に要する費用である。能登半島地震で水の確保の重要性が浮き彫りとなり、老朽化した水道管の更新事業は一朝一夕には進められない現状を鑑み、その対応策として計画したものである旨の答弁がありました。

教育費の文化財保護費について、安東伊賀守戦死の地の土地購入費に関する質疑があり、当該

地は名鉄との協議を重ねた結果、平成31年度に1平方メートル当たり1万円で買い取る計画で予算計上をしていたが、議会との相談などを経て予算不執行となった経緯がある。その後も継続的に名鉄と協議を重ねていたが、今回改めて固定資産税評価額を参考に1平方メートル当たり7,600円程度の金額を提示したところである旨の答弁がありました。

なお、今後、名鉄との交渉に当たっては、なるべく町にとって有利な条件となるよう努力してほしいとの意見がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝己君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月12日に委員会を開催し、審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第7号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑はなく、討論では、提案された内容では、北方西小学校跡地にマージャン店やパチンコ店の建築が可能であるため、地区計画の条例の一部を改正する条例の変更に反対する旨の討論があり、採決の結果、反対多数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 北方町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 北方町道路線の認定についてであります。

町道545、546、547号線について、ライフラインの埋設状況についての質疑があり、上下水道、ガスが埋設されているとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

この議案に対する質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるにつ

いてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、民生費の社会福祉費において、成年後見支援センター事業委託と成年後見制度利用促進協議会の内容や状況についての質疑があり、支援センター事業委託については、町民が直接電話等で相談ができるほか、町長申立てによる制度利用について、相談等により上がってきた事例の必要性の評価を行うものであり、今年度は3件の相談があり、昨年度からの引継ぎ案件で1件、制度の利用につながった事案があったこと、利用促進協議会では、センターに委託した事案の報告のほか、制度利用促進のための意見交換を行うものである旨の答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生費において、太陽光発電設備等補助金について、今年度の実績と県からの補助がなくなった後の補助金について質疑があり、太陽光発電設備が8件、蓄電池が7件であり、県からの補助がなくなる7年度以降については、需要を把握し、より効果的な補助の在り方について検討していきたい旨の答弁がありました。

次に、土木費の都市計画費において、街路や公園の樹木の管理、剪定委託において伐採した樹木の最終処分としてバイオマス燃料とすることについて質疑があり、現在、処分の方法については町からの指定はなく、受託業者において適切に処分することとしているため、現段階において処分方法について指定する予定はない旨の答弁がありました。

次に、土木費の都市計画費において、公園管理の委託料が増額している理由及び天王川かわまち広場の活用について質疑があり、増額については、天王川のかわまち広場の管理を加えたことのほか、地域の老人クラブへの委託が難しくなり、シルバー人材センターに切替えを予定していることが原因であること。活用については、引き続きイオンタウンに申入れを行っていく旨の答弁がありました。

次に、議案第17号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和6年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和6年度北方町下水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 北方町高齢者福祉計画を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 北方町障がい者計画を定めるについてであります。

放課後等デイサービス事業の利用見込みについて質疑があり、増加する見込みである旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第2号 北方町監査委員条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑

を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町地区計画区域内における建築等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について、委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

討論はございますか。

石井君。

○4番（石井伸弘君） 常任委員会で否決されているということでございますが、原案に対して条例改正について反対いたします。

本条例改正案については、長谷川西3丁目地区の地区計画区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限や工作物の用途に関する制限を定めるものですが、第一種中高層住宅専用地域から準工業地域への変更となるものです。

条例の制限として、建築基準法別表第2、り項第2号、第3号、ぬ項、第1号、第3号、第4号に掲げられた建築物は、建築してはならないという制限をつけるとのことです。

執行部としては、西小学校跡地を売却した際、最初に建築される建物は、大規模な自動車整備工場を備えたカーディーラーを想定しているようですが、転売された後に建築できる建物は、近隣商業地域と同じく遊技施設、風俗施設を建築することが可能です。カラオケボックス、マージ

ャンやパチンコや勝馬投票券発売所、場外車券場等も建設可能な地域となります。

計画審議会においても事前配付資料もなく、十分な討議なく結論が出されました。会議も非公開で行われており、住民の意見を十分に反映した議論ができたとは言い難いものです。

来年度より新しくスタートする学びの多様化学校があり、また従来静ひつな住環境地域として指定されていた地域が、制限付ではあるものの、準工業用地として変更されることは問題が多いと考えます。したがって、この条例の一部改正について反対いたします。

○議長（井野勝巳君） 賛成討論はありますか。

杉本君。

○6番（杉本真由美君） それでは、私は、ただいま議題となっております議案第9号 北方町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思えます。

今年度4月に開校した北方学園の学園構想基本計画においては、学校運営の効率化の観点から、従来の小・中4校を維持管理するより2校体制にすることが利点の一つとして上げられており、廃校となった北方西小学校跡地の利活用について、今後の財政運営への影響を考慮することは重要なことでもあります。

北方西小学校跡地は、築年数が約40年の校舎やプールがあり、敷地内には高圧線下のため建築できない部分があるなどといった条件がある中で、この場所に喫緊に整備しなければならない公共施設は見当たらないことから、引き続き指定避難所に指定する既設体育館を除いた敷地について、住宅や商業施設など民間事業者による有効活用を想定することは、財政運営の将来的な負担軽減につながるものであります。

よって、当該敷地の有効活用に向けた用途地域の変更と、それに伴って策定する今回の条例改正による地区計画の建築制限は十分に機能されると考えます。

また、学びの多様化学校が開設される施設体育館は、保全対象施設である学校として位置づけられ、一定の範囲が風俗営業の許可の制限地域となり、当該敷地での遊技場営業を制限されるとお聞きしました。現時点においては、北方西小学校跡地がどのような形で有効活用されるかわかりませんが、周辺地域における環境や交通安全など地域住民の生活に十分配慮することをお願いし、提案されました条例の一部改正について適切な内容であると認め、賛成いたします。

議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） では、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 北方町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についての委員長の報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり決定されました。

議案第13号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第9号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定することに決定いたしました。

議案第14号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

委員長報告に対してありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

○議長（井野勝巳君） では、会議を再開いたします。

石井伸弘君。

○4番（石井伸弘君） ただいまの議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについて
に対して、修正動議を提出したいと思います。

○議長（井野勝巳君） ただいま議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算を定めるについてに
対して、石井伸弘議員から修正の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び北方町議会会議
規則第17条の規定により動議は成立をしております。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

石井伸弘君。

○4番（石井伸弘君） 議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算に対する修正案の説明をいた
します。

修正案を求めましたのは、款02の総務費、項01の総務管理費、目03財産管理費、節、委託料、
土地鑑定評価業務委託料の減額修正です。よろしくお願いたします。

議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算に対する修正案。

議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、「77億円」を「76億9,950万5,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、款19繰越金、金額1億5,000万円を1億4,950万5,000円に改める。

項01繰越金、金額1億5,000万円を1億4,950万5,000円に改める。

歳入合計、金額77億円を76億9,950万5,000円に改める。

歳出、款02総務費、金額8億7,474万8,000円を8億7,425万3,000円に改める。

項01総務管理費6億9,900万4,000円を6億9,850万9,000円に改める。

歳出合計、金額77億円を76億9,950万5,000円に改める。

令和6年度北方町一般会計予算修正に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1. 総括
(歳入)、款19繰越金、本年度予算額1億5,000万円を1億4,950万5,000円に改める。

比較マイナス1,000万円をマイナス1,049万5,000円に改める。

歳入合計、本年度予算額77億円を76億9,950万5,000円を、比較9億9,000万円を9億8,950万
5,000円に改める。

歳出、款02総務費、本年度予算額8億7,474万8,000円を8億7,425万3,000円に改める。

比較4,129万3,000円を4,079万8,000円に改める。

本年度予算額の財源内訳、一般財源7億4,587万2,000円を7億4,537万7,000円に改める。

歳出合計、本年度予算額77億円を76億9,950万5,000円に改める。

比較9億9,000万円を9億8,950万5,000円に改める。

本年度予算額の財源内訳、一般財源51億645万円を51億595万5,000円に改める。

2. 歳入、款19繰越金、項01繰越金、目01繰越金、本年度1億5,000万円を1億4,950万5,000円に改める。

比較マイナス1,000万円をマイナス1,049万5,000円に改める。

節、金額1億5,000万円を1億4,950万5,000円に改める。

3. 歳出、款02総務費、項01総務管理費、目03財産管理費、本年度6,312万3,000円を6,262万8,000円に改める。

比較マイナス11万3,000円をマイナス60万8,000円に改める。

本年度の財源内訳、一般財源6,015万円を5,965万5,000円に改める。

節、金額887万9,000円を838万4,000円に改める。

説明118. 土地鑑定評価業務委託料49万5,000円を削除、計、本年度6億9,900万4,000円を6億9,850万9,000円に改める。

比較7,195万7,000円を7,146万2,000円に改める。

本年度の財源内訳、一般財源6億1,661万5,000円を6億1,612万円に改める。

説明をさせていただきたいと思います。

昨年12月議会で安藤浩孝議員から減額修正の提案がなされました。

土地計画用途地域の変更に関して、計画審議会の進め方に関して、一括の土地鑑定に関して、学びの多様化学校建設と矛盾する点に関して、防災拠点機能に関して、以上5つの観点から土地売却を開始することに反対の討議が行われ、本会議において可決されたものでございます。

私も、これらの観点に加え、学びの多様化学校の将来的な機能拡充に余地を残すためにも、性急な売却手続には反対いたします。

少なくとも学びの多様化学校を1年程度は運営し、地域のニーズを踏まえてから再度判断するスケジュールであっても全く問題ないと考えております。

今年2月に行われた町長選においては、北方西小学校の跡地利用は主要な論点の一つになったと考えておりますが、当選された町長にフリーハンドで西小学校跡地売却の手続を進めてよいというものではないと考えています。

2,800名を超える町民の方が町長と異なる意見を持っていることが明らかになった以上、一旦立ち止まって丁寧な議論を行い、町民にとっての納得感をつくる責務があるのではないのでしょうか。そのためにも、来年度事業として土地鑑定を行い、売却手続を進めることについては反対の立場とならざるを得ません。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（井野勝巳君） では、会議を再開いたします。

これから修正案に対する質疑を行います。

鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、ただいま提案されました修正案に、少し確認の意味も含めて石井議員に質問させていただきます。

議員の提案理由を伺いましたが、少なくとも今はまだ旧西小学校跡地の売却はするべきではないとの観点から、土地鑑定委託料を減額するものとお見受けしました。でも、私が思うに、鑑定イコールすぐに売却という意味ではないと思うのですが、そのところはどうにお考えなのかをお尋ねします。売るにしろ、売らないにしろ、鑑定は必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それともう一つ、西小跡地の売却に関しては、さきの町長選挙で最大と言える争点になっていたと思います。その結果、売却の方針を示された戸部町長が当選し、民意は売却の方向であると私は認識しておりますが、その点について石井議員はどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 鑑定イコール売却ではないということでございますけれども、もちろんこれは執行部のほうがどのようなスケジュールで鑑定の後のスケジュールを進めていかれるのかということが詳細にお示しされていないので、ちょっと私の口からはその答えが正確にできると思いませんけれども、少なくとも現状で私の立場から申しますと、鑑定が進められるということの後に売却の手続が早急に行われるだろうといった説明が今まで町長からございましたので、現状での私からの立場といたしましては、鑑定に関する予算を減額させていただきたいと思っております。

それからまた、民意が示されているのではないかとという質問がございました。これについては、私もそう思います。ただ、先ほども私の反対討議の中でも申し上げましたけれども、2,800人を超える方の売却反対の恐らく意思であろうと思います。民主主義の観点から考えますと、こういった重大な案件に対して民意が示されたとしても、その民意に対する納得感を得るようなプロセスをつくるということは、これはとても大事なことではないかというふうに考えております。

そのためにも、現状のまま進めていかれるプロセス、進行のスピード感は、私から見ると若干早いのかなというふうに思っております。一旦立ち止まって民意をしっかりと形成する、納得感を得られるようなプロセスを経た上で進めていかれることを望みまして、今回の減額修正をいたしました。以上です。

○議長（井野勝巳君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

あらかじめ申し上げますが、討論は原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通

りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者の発言を、賛成の人はございますか。原案に賛成ですよ。

原案に賛成の杉本君。

○6番（杉本真由美君） 私は、ただいま議題となっております議案第16号、令和6年度北方町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思っております。

コロナ禍も落ち着き、ようやくマスクのない日常が回復いたしました。インフルエンザや花粉症の影響でまだまだマスクが手放せないという方も多いのではないかと思います。

この2月には、日本の名目国内総生産（GDP）がドイツに抜かれて世界第4位に転落したとの報道がありました。その一方で、つい先日、日経平均株価が4万円を超え、1989年12月のバブル期の記録を34年2か月ぶりに更新して史上最高値をつけたというニュースもありました。しかしながら、各種生活用品の値上げや光熱水費の高騰などの影響も大きく、実感として景気のよさはほとんど感じられないところでございます。

また、世界の情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ問題は長期化、泥沼の様相を呈しております。アメリカの大統領選挙の先行きも不透明な部分がございます。中国の不動産不況の影響などもあり、国際的な政情不安感は徐々に高まりつつあります。

さて、2月に行われました町長選挙におきましては、戸部町長が再選され、引き続き3期目の町政運営に当たられることとなりました。戸部町長は、先日の本会議の中で、住み心地ナンバーワンである北方町のかじ取り役として責任の重さを再認識するとともに、改めて町の諸課題に対し、全力で取り組まれる決意を表明されました。

そして、その強い思いを裏づける令和6年度一般会計予算は77億円を計上し、対前年14.8%増の積極型予算とされました。その中でも、先日の能登半島地震で、その重要性が再認識された防災対策事業においては、災害時に何より必要となる水を確保するため、耐震性飲料水貯水槽を町内数か所に設置するための予算のほか、指定避難場所である北学園第1体育館の空調設置工事、高屋地区の消防車更新事業、非常時の情報伝達に欠かせない防災無線操作卓の更新、（仮称）本巢消防署北方分署建設に向けた造成工事や施設設計の費用を盛り込むなど大変重要な予算内容となっております。

また、教育関係事業におきましては、昨年4月に開校されました北方学園は、その後順調に学校を運営されているとのことで、開校後、大変な時期を無事に乗り越えられた関係の皆様には、まずは敬意を表するものでございます。

新年度予算においては、零歳から15歳までの幼・保・小・中一貫教育を軸として、引き続きICT教育、外国語教育などの関連予算を計上されたほか、全国的に増加している不登校児童・生徒へのさらなる支援策として、学びの多様化学校、オンリーワンの開設や民間の支援施設を利用する際の補助制度なども盛り込まれております。

そのほかにも福祉、保健、環境、基盤整備など各分野に対してもきめ細やかに配慮された予算であると思われまます。

最後に、令和6年度一般会計予算は過去3番目の規模とのことであります。議会といたしましても、町民サービスを低下させない一方で、町財政の健全性が保たれるよう注視していく必要があると考えます。経常経費については、精査され、抑えられていることとは思いますが、財源と支出のバランスには十分な注意をされることをお願いし、提案されました議案第16号 令和6年度北方町一般会計予算について、適切な予算内容であると認め、賛成いたします。

議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） ほかに。

鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、ただいま議題となっております一般会計当初予算について、私は原案に賛成の立場から、修正案に反対する討論に参加をいたしたいと思っております。

まず、土地鑑定委託料は、先ほども申し上げたとおり、売るにしろ、売らないにしろ必要な予算であると思っております。既に廃校から1年になろうとしているあの広大な土地をこれ以上何もしないで置いたままではいけないと考えます。まずは鑑定評価を出し、その先を考えるための第一歩とすべきと思っております。

さらに、売却に関しては、さきの町長選挙において明確に売却の方向で民意が示されたと考えてのが普通ではないでしょうか。やはり町議会として民意というのは最大に尊重すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上の理由により、修正案に反対し、原案に賛成いたします。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） では次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、私は修正案に賛成する立場から討論いたしたいと思っております。

本町は、昭和38年に岐阜都市計画に参画し、昭和46年には都市計画法による市街化区域及び市街化想定区域用途地域の指定など、町の狭小特性を生かし、快適な住環境保持を最優先に都市基盤を強化、先人が知恵を絞り、住むに値するまちづくりに努めてまいりました。その結果、「街の住みこちランキング」県下ナンバーワンの栄えある称号を4年連続でいただいたところが全てを物語っているのではないかと思います。

さて、今予算、土地鑑定業務委託料について、以下の理由において修正提案に賛成する者として幾つか発してまいりたいと思っております。

まず1点目、岐阜都市計画用途地域変更、第一種中高層住居専用地域から住環境の目安とした6ランクダウンの準工業地域への変更は、私は暴論としか言えません。

本町の目指すまちづくりのコンセプト、安心して生活できる住宅及び快適な環境保持との乖離が散見し、町のいう準工業地域への地域変更への理由、妥当性は、この地域の用途地域存立は相

違が見られ、都市計画マスタープラン、土地利用の方針、住環境の保護と反するもので、町の身勝手の都合としか私には映りません。

2点目、北方町計画審議会の進め方の問題点。

計画用途地域変更の審議として予備審議なし、対象地の現地視察なし、当日に資料配付、これでは認識のないまま僅かな時間で審議され、おおむね了とする、このような進め方で地域住民、町民の理解が本当に得られるのか疑義を持つものであります。

3点目、関電の高圧線、中電特高線下のグラウンド用地、校舎用地を一括での土地鑑定は用地評価の差異が見られず、適正評価が得られない。ひいては安価な評価売却、公有財産処分として適正とは言い難いと考えています。

4点目、4月開校予定、学びの多様化学校北方町立北学園分教室と面積300平米を超える自動車修理工場が建てられる条件を付したこの準工業地域、町の一環とした計画、考え方、進め方に違和感を感じざるを得ません。

5点目、北方町地域防災計画では、西小学校は防災の拠点として、町唯一の緊急物資の一時集積配分拠点、ヘリコプター発着予定地、指定緊急避難場所の事前指定地、収容人員が1,030人、これら防災計画が全くに示される売却先施策は、危機管理の観点から町民の命を守る根本がなござりにされています。避難所はグラウンドと体育館と切り離れたことではなく、一体でなければ役割は全く果たせません。

以上5点の理由で修正案に賛成するものであります。以上です。

○議長（井野勝巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決をいたします。

まず、石井伸弘議員から提出された修正案、次に原案の順に起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

修正案に賛成の方の起立です。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立少数であります。したがって、石井伸弘議員から提出されました修正案は否決をされました。

次に、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第17号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに決定いたしました。

議案第18号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号 令和6年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第20号 令和6年度北方町下水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第21号 北方町高齢者福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第22号 北方町障がい者計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第24 発議第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第24、発議第1号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

鈴木浩之君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、発議第1号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての提案理由をいたします。

北方町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、総務教育常任委員会の所管する事項について記載を変更するため、本条例を制定しようとするものであります。

令和6年3月15日提出。提出者、北方町議会議員 鈴木浩之、賛成者は杉本真由美議員です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

日程第25 議員派遣について

○議長（井野勝巳君） 日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本定例会は、1日から本日までの15日間の開催でありましたが、期間中には多くの重要な議案に慎重審議をいただき、建設的な討論もいただきました結果、適切に御決定をいただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、今議会中にいただきました議員各位からの御意見や御提案等につきましては、今後の町政運営におきまして十分に留意し、取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今年度もあと僅かとなりましたが、振り返りますと今年度一番の重要事業は、4月、満を期して開校いたしました北学園、南学園であります。大過なく子供たちも落ち着きを見せてくれており、御承知のように先日には早くも第1期生の卒園式を迎えることができましたが、思えば、今回卒園した9年生の子たちには受験を控えた不安定な時期に学校再編という大変重い負担をかけてしまったわけであります。卒園式には、ある意味申し訳ない気持ちがいっぱい出席をいたしました。卒園生たちは常に堂々とした態度で臨んでおり、厳粛な空気の中で挙行されました卒園式に大変感激をしたところでございます。

また、卒業証書を読み上げる校長の第1号という卒業番号に、また新たな歴史の始まりを実感し、感慨もひとしおでありました。これからもこのすばらしい学園が名実ともに北方の誇りたるすばらしい学園となりますよう、皆さんの知恵をお借りしながら、さらなる努力を重ねてまいりたいと思っております。

また、学びの多様化学校が認可され、来年度より開校する運びとなりましたが、決して不登校

やひきこもりの問題が解決するわけではありません。申し上げるまでもなく、不登校の理由は千差万別、全てに対処することはできませんが、一人でも多く社会的自立に向けた支援策として取り組んでいかなければならないと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、今回お認めいただきました新年度の一般会計予算であります。総額が77億円と過去3番目の予算規模となりました。しかしながら、予算規模だけを見ると、ある意味大変景気のいい積極予算という印象を持たれるかもしれませんが、その内訳は、人件費や物件費など経常的経費の増加の影響が相当の部分を占めております。そのことを念頭に置き、予算規模を殊さら誇るのではなく、今後も地に足のついた質実剛健たる町政運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、新年度を迎えるに当たりましては、議会をはじめ町民皆さんと共に、よりよい未来の北方町を築いていくために新たな一歩を踏み出したいと思っております。

議員皆さんには、くれぐれも健康に御留意をいただき、今後とも町政発展のために御理解、御支援をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付されました事件は全て終了いたしました。

令和6年第1回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

閉会 午前10時37分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年3月15日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 鈴 木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 浩 孝